

## 第 8 5 回滋賀県入札監視委員会 会議録（要旨）

日 時	令和 3 年 3 月 2 9 日（月） 1 4 : 0 0 ~ 1 6 : 3 0
場 所	県庁本館 4 階 4 - A 会議室
出席委員	杉浦委員長、小林委員、高橋委員、中本委員、北谷委員

### 結果

該当期間の入札契約手続きに問題は見られなかった。

議題（１）第 8 4 回滋賀県入札監視委員会で指摘のあった事項について

事務局	下記資料を事務局より説明
委員長	（１－１）PFI 事業における低入札価格調査制度の適用について 要求水準を満たしている、最終的に寄付する提案があった場合は、受け入れる体制にあるのか、それとも排除する対象となるのか。
事務局	寄付は基本的に想定しておらず、事例としてもない。 仮にそのような提案があれば、県での維持管理となるので、できるかどうかの審議を行う。
委員	PFI 事業者等選定委員会の中で失格と判断されるのか。
事務局	県が要求水準を示したなかで、まず、要求水準を満たしているかを事務的に判断する。要求水準を満たしていなければ失格となり、満たしているとなれば提案業者との対話から金額の妥当性や施工体制が適正なのかなどを聞き取る。
委員	説明からは選定委員会で金額の審査をしているという認識でいいのか
事務局	具体的にこの金額が妥当かなどの判断を行っている。
事務局	仮に 5 割や 3 割の金額で提案を受けたら当然、厳しい目で審査を行う。
委員長	県は、そういう場合のルールは持っているのか。本件がだめだというわけではなく、どうするか道筋を初めから決めておくべきではないのか。 現在のルール上は委員会で判断するという事でいいか。
事務局	その通り。
委員	それは違うのではないか。

委員長 事務局	判断をその場その場でするのではなく、マニュアルを作ったらいいかという提案ではないのか。 県の中で整理したほうがいいと思う。 国の事例などや多団体の事例なども研究していきたい。
委員 事務局	(1-2) 最低制限価格および調査基準価格の設定について 歩掛はどのぐらいの頻度で改定しているのか。 国の改定に合わせて速やかに行っている。基本的に年1度。
委員長 事務局	中央公契連の会員はどのようなメンバーで構成されているのか (会員の説明)
委員長	案のとおりとしてよいか? (各委員了承)

議題(2) 滋賀県発注工事等に関する入札・契約手続の運用状況等の報告について

(令和2年8月～令和2年11月)

事務局	下記資料を事務局より説明 (資料1) 入札方式別発注工事総括表 (資料2) 入札方式別発注工事一覧表 (資料3) 入札参加停止等の運用状況一覧表 (資料4) 審議対象工事等一覧 (資料5) 滋賀県発注工事等落札率の推移 (資料6) 落札決定誤りの状況一覧表
委員長	案のとおりとしてよいか? (各委員了承)

議題(3) 抽出された工事等の競争参加資格の設定方法等の審議について

①番号1【令和2年度 第1号 淡海地区 ため池改修第3工事】

農村振興課 一般競争入札(制限付)

発注機関	(概要説明)
委員 発注機関	参加資格要件で土木一式の格付1号としているが、県内でどのぐらいいるのか。 県内では42者いる。
委員	工法は特殊な工法なのか。

発注機関	タイヤローラーで転圧する。特殊な工法ではない。
委員長 発注機関	落札者の配置予定技術者の実績の加算点がないが、珍しい工事なのか。 実績は通常施工の実績を求めたものであり、事前に実績を確認したところ、県内42者の8割ほどの業者が実績を持っていたが、今回は実績のある技術者を配置できなかったと考えている。
委員長 発注機関	ため池は県内でどのぐらいあるのか。また、15mのため池はどのぐらいか。 全部で1,500ほどで、15m以上は10ほどである。
委員長	手続は適切と判断してよいか？（各委員了承）

②番号 23【令和2年度 第2号 芹川承水路地区承水路第3工事】

湖東農業農村振興事務所 一般競争入札（事後審査型）

発注機関	（概要説明）
委員長 発注機関	内側にパネルを張ることに対して、設計上に問題はなかったか。 川幅は少しであるが狭くなるが、粗度係数が小さくなるため流量に問題はない。
委員長 発注機関	蓋を設置するが、維持管理はどうするのか。 蓋は人が持ち上げられるほどに分割しているため、蓋を外して点検することは可能である。
委員 発注機関	落札率が100%に近いことに対して、工事難易度のチェックが難であったが、このような場合でも予定価格の算定は容易にできるのか。 積算については、今回工法の歩掛がなく見積り対応としたことおよび資材については一般的に流通もしていることから算定ができたのではないかと考える。 工事難易度が難となるのは、資材をモノレールで運搬しなければならないなどの現場条件が比較的厳しいところで難となっている。
委員長	手続は適切と判断してよいか？（各委員了承）

③番号 258【令和2年度 第5-2号 金沢大橋テレメータ他改良工事】

湖東土木事務所 一般競争入札（事後審査型）

発注機関	（概要説明）
委員	1度目の開札で予定価格を超過したにもかかわらず、2度目で落札率100%となったことについて不自然さを感じるがどうか。

発注機関	2度目の落札率 100%については、土木工事同様に単価等が公表されていることから再現が可能であったと認識している。
委員	1者しか応札していないことが不思議であるが、このような工事ではよくあるのか。
発注機関	おそらくではあるが、既設設備の更新工事であったため、他の業者はためらったのではないかと考える。
委員	施工実績 15 年は厳しい条件なのか。
発注機関	この工事に限って厳しいものではない。確認したところ 10 者は実績があった。
委員長	手続は適切と判断してよいか？（各委員了承）

④番号 672【令和2年度 第290-13号 金亀公園整備設計業務委託（連絡橋階段基礎）】

湖東土木事務所 随意契約

発注機関	(概要説明)
委員	他の工事を進めていく中で杭基礎が必要というのがわかったのか。
発注機関	現在、実施中の工事も参考にしながら一定検討はしていたが、設計業務中に詳細に検討したところ必要とわかった。
委員長	上部工が重たくなったから必要となったのか。
発注機関	重たくなったのではなく、詳細部材等を精査すると必要だということがわかった。
委員長	
発注機関	軽く設計できていれば杭基礎は必要なかったということか。 仕様に基づき設計している。軽く設計できるものではない。
委員長	連絡橋の設計時に詳細な検討を行い、設計条件が変わったということか。
発注機関	その通り。
委員長	手続は適切と判断してよいか？（各委員了承）

⑤番号 674【令和2年度 第406-4号 日野川河道概略検討リスク評価業務委託】

東近江土木事務所 随意契約

発注機関	(概要説明)
------	--------

委員 発注機関	<p>氾濫解析は色々なソフトがあるため、随意契約でなくてもよかったのでは。</p> <p>地先の安全度マップの特殊性があり、100%の再現性があるのは、今回契約した相手方が保有しているプログラムのみであったため。</p> <p>また、地先の安全度マップはすでに公表されていることから、同じ精度で検討し地元へ説明を行うことが求められる。</p>
委員長 発注機関	<p>地形を考慮して解析しようとするると色々なデータが必要となり収集しようとするるとコストなどもかかることから随意契約としたなら理解できる。</p> <p>別業務で河道のルート検討を行っていたが、リスクの評価までは含まれておらず、リスクについても説明する必要があることから新たにリスク検討も含めることにした。当初はルート検討を行っている業者に随意契約の選択肢もあったが、地形データなどを所持しておらず、解析条件を整えていくだけでかなりの時間が必要となりコストもかかるため、実績を有する業者を相手方とした次第である。</p>
委員長	<p>手続は適切と判断してよいか？（各委員了承）</p>

⑥番号 506【令和2年度 第100-2号 東南寺川支流単独砂防設計業務委託】

大津土木事務所 一般競争入札（簡易型）（低入札）

発注機関	<p>（概要説明）</p>
委員 事務局	<p>追加の履行ができなかったのは何ができなかったのか。</p> <p>クロスチェックを付加要件として設けているが、クロスチェックが履行できないとされたため。</p>
委員 事務局	<p>通常どのようなときに実施するのか。</p> <p>通常はしておらず、受注者の責任をもって実施するもの。低入札で契約した場合は、それを同業他社に品質の確保を確認してもらうことを要件としている。</p>
委員 発注機関	<p>その他の理由として何が提出されたのか</p> <p>今回は特に提出されていない。</p>
委員 事務局	<p>配置予定技術者が異動などの理由で実際の業務に配置できない場合はどうするのか。</p> <p>基本的に変更は認めていないが、病気や退職などのやむを得ない場合については、これまでに事例があったかどうかかわからないが同等の技術者を配置するなど認める場合がある。</p>

	提出された技術者を配置することで契約を行っているので、原則はその方を配置してもらう。
委員 事務局	自己申告は証明も付けてもらうのか。 技術提案書提出時に確認できる書類を提出してもらう。
委員 事務局	付加要件はクロスチェックができなくても其他要件を満たしていればいいのか。 付加要件としてはクロスチェックのみである。 その他の理由として辞退されることを想定して項目を作っている。
委員長 事務局	くじはどのように実施しているのか。 入札時に業者から任意の数字を決定していただき、くじとなれば任意の数字とシステムから発生する乱数の合計値をくじ対象者数で割って出た余り数字をもとに順位を決定する。
委員長	手続は適切と判断してよいか？（各委員了承）

その他 文化財保護課不適切事案に係る検証を受けた再発防止策について

事務局	(概要説明)
委員長	以上のとおり報告を受けた。

以上